

令和2年11月16日

南相馬市農業委員会
11月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年11月16日（月）午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	※	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	※	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	※	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	※	16	早 川 孝 雄	※
7	発 田 栄 一	※	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	※			

※ 新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

①局長 上野 勝 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之
④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 42号 違反転用事案の報告について
- 日程第 4 議案第118号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 議案第119号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 6 議案第120号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 7 議案第121号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について（市許可分）
- 日程第 8 議案第122号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について（県許可分）
- 日程第 9 議案第123号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
（市許可分）
- 日程第10 議案第124号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
（市許可分）
- 日程第11 議案第125号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
（県許可分）
- 日程第12 議案第126号 現況確認証明願について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 ただいまより、令和2年11月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番山内弘巳委員、15番半谷真知子委員、17番佐藤良一委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。
11月3日、令和2年度南相馬市表彰式がホテル丸屋グランデにて開催され、自治功労などを受賞された13名の方々を讃えて来たところであります。
次に、11月12日、令和2年度福島県下農業委員会大会が、福島市のパルセいいざかで開催され、優良農業委員会や永年勤続農業委員等の表彰、記念講演などが行われ、事務局の佐藤光次長が永年勤続として表彰されました。この大会の最後に、現場活動の取り組みを具体化した、農地利用の最適化に向けた申し合わせが決議されました。
以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第42号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第42号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。
整理番号1番については、昭和45年頃から亡き父が進入路及び住宅敷地として使用しており、その後昭和55年ごろに自動車修理工場の経営を始め、車両置場及び洗車場として使用しています。今般、土地の測量調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。
続きまして、整理番号2番については、平成8年に宅地内に車庫を新築した際に、併設した農業用倉庫が農地に越境して建築されており、今も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。
続きまして、整理番号3番については、亡き父が昭和41年に農業用倉庫を1棟建築し、その後、昭和46年に農業用倉庫2棟を建築し農地に越境してしまい

ました。また、平成8年に住宅を増築した際に植栽を造園し今も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号4番については、平成13年頃に亡き父が進入路及び駐車場として整備し今も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次の議案第118号の一部について、私が議事参与に当たりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

　　暫時休議いたします。

議 長 　　それでは再開いたします。日程第4、議案第118号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する事案ですので、整理番号17番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、19番委員にはこの間、退席を願います。

　　暫時休議いたします。

議 長 　　再開いたします。

　　事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第118号、整理番号17番についてご説明いたします。議案書の6ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。

　　議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 　　議案第118号、整理番号17番についてご説明申し上げます。中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社を通しまして、農地の賃貸借契約を締結するものとなっております。賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。

す。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
19番委員の復席を許します。
暫時休議します。

議 長 再開いたします。
会長が戻られましたので、議長を交代いたします。
暫時休議いたします。

議 長 再開いたします。
議案第118号を続けます。引き続き、議事参与の制限に該当する事案がありますので、整理番号39番、90番、126番、127番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、13番委員には、この間退席を願います。
暫時休議します。

議 長 再開いたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号のうち、整理番号39番、90番、126番、127番についてご説明いたします。議案書の7ページ、11ページ、13ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。
議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第118号、整理番号39番、90番、126番、127番についてご説明申し上げます。中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社を通し、農地の賃貸借契約を結ぶ内容になっております。なお、利用権設定に係る賃借料等につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 　　17番委員。

17番委員 　整理番号18番以降ですが、新たなほ場整備なり、災害復旧工事が終わった後の農地に関しても、こうした貸貸借が進むというふうと思われる関係から、無償貸借になったいきさつ等が分かればお聞かせ願えればと思います。

議 長 　　農政課担当。

農政課担当 　今ほどいただきました質問に対して、農政課から回答させていただきます。先ほど委員からご指摘がありましたとおり、ほ場整備等が済んだ地区に関しては、その地区で決定された賃借料として1反当たりいくらという形で契約手続を進めさせていただいております。

今回の地区につきましては、福島県農業振興公社の精算に係る締め切りが、市町村公告で8月公告までというスケジュールが決められております。今からの公告のものではこれに間に合わず、地元でそれぞれ担い手の方と地権者の方とで精算していただく必要があることから、今回の初年度に関しては、無償での契約締結として、次年度以降、賃借料の変更契約という形で対応するよう整理させていただいております。以上です。

議 長 　　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
13番委員の復席を許します。
暫時休議します。

議 長 　　再開いたします。
次に、議案第118号の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第118号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の4ページから13ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第118号のうち、先ほどご審議いただきましたものを除きまして、残りすべてについてご説明いたします。利用権設定が122件となっております。内容につきましては、議案書記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃借料等につきましては、双方合意のうえで決定を行っております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第5、議案第119号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第119号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、申請番号3番を除く案件について、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続きまして、申請番号3番について、5番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば報告を願います。

事務局 申請番号3番についての補足説明はありませんでした。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第120号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第120号についてご説明いたします。

議案書の16ページから18ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、パークゴルフ場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。

続きまして、申請番号3番については、報告第42号整理番号1番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号4番については、報告第42号整理番号2番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号6番については、報告第42号整理番号3番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号8番については、報告第42号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いします。

申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第120号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。

仔細につきましては記載のとおりでありまして、地域住民の交流、憩いの場としてのパークゴルフの練習場としての一時転用であります。現地案内図は1ページです。去る11月10日午前10時より、申請人立ち会いのもと調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平坦な水田でありますので、転圧して使用することとさせていただきます。立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、申請番号3番、4番、5番について、11番委員。

11番委員 議案第120号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。この案件は、報告42号違反転用事案、整理番号1番の関連案件でございます。去る11月14日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議案第120号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページの①です。この案件も報告42号違反転用事案、整理番号2番の関連案件であります。去る11月14日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議案第120号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページ②です。去る11月14日午後1時半より、申請者代理立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者代理からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号6番と7番について、12番委員。

12番委員 議案第120号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る11月12日午後1時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

議案第120号申請番号7番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る11月11日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号8番について、15番委員。

15番委員 議案第120号申請番号8番について報告いたします。現地案内図は7ページ

です。先ほどの報告第42号整理番号4番の追認を得るための案件であります。去る11月9日午前11時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 続いて、申請番号3番の現地調査委員7番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第120号申請番号2番について、所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は2ページです。去る11月9日午前11時より、申請人及び行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第121号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第121号についてご説明をいたします。議案書の19ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の所在、表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第123号申請番号1番の関連案件となっております。事業計画変更に係る理由ですが、住宅兼事務所として使用する目的で転用許可を受け、工事を行い宅地の造成まで完了しておりますが、転用事業者が市外に住宅兼事務所を建築したため、当該地での建築計画がなくなりました。今般、承継者が事業展開する目的で事務所を建築するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。

申請番号1番について、15番委員。

15番委員 後ほどの議案第123号申請番号1番の関連案件です。現地案内図は8ページです。去る11月8日午後3時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。調査書の調査項目に従い調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第122号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第122号についてご説明をいたします。議案書の20ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりとなっております。なお、この案件につきましては、議案第123号申請番号2番の関連案件となっております。事業計画変更に係る理由でございますが、一般住宅として使用する目的で転用許可を受け、工事等は未実施のままでございますが、転用事業者が市外に転出したため、当該地での建築計画がなくなりました。今般、承継者が一般住宅を建築するために事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 今回の現地調査委員の2番委員には出席を求めているため、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、議案第122号申請番号1番につきまして、現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。こちらの案件現地案内図は9ページです。去る11月11日午後1時半頃より、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第123号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第123号についてご説明をいたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番につきましては、議案第121号申請番号1番の関連案件です。

続きまして、申請番号2番につきましては、議案第122号申請番号1番の関連案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 先ほどの議案第121号申請番号1番の関連案件であります。現地案内図は8ページです。去る11月8日午後3時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。調査書の調査項目に従い調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、また、残高証明も添付されていることから、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番について、11番委員。

11番委員 それでは、議案第123号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る11月14日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 続いて、申請番号2番の現地調査委員2番委員、及び申請番号3番の現地調査員16番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第123号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る11月11日午後1時半頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、議案第123号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページでございます。去る11月11日午前9時頃より、申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第124号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第124号についてご説明いたします。議案書の23ページから24ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、埋蔵文化財試掘調査のための一時転用であり、転用期間は許可日から3カ月間となっております。

申請番号2番から5番については、第3種農地のうち用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第124号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。仔細につ

きましては記載のとおりでありまして、埋蔵文化財試掘調査のための一時転用であります。現地案内図は12ページです。去る11月10日午前11時より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果として、当該地は山林更には休耕地に囲まれており、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 続きまして、申請番号2番から5番までについて、17番委員。

17番委員 議案第124号申請番号2番の調査を行いましたのでご報告をいたします。現地案内図は13ページになります。去る11月12日午後2時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりでございます。代理人行政書士と現場を踏査し聞き取り調査を行いました。当該地は、県道北泉小高線、それから国道6号線、小高川に囲まれた場所であります。パネル設置枚数は252枚の計画であります。農地面積が1,785平方メートルありますけれども、メンテナンススペースとして1,237.26平方メートルを活用するため、実際の設置面積は547.74平方メートルとなります。申請書に添付されている内容を確認したところ、系統連系に係わる契約を2019年10月23日に終えております。その他、自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準を満たすと判断いたしました。委員各位の慎重審議よろしくお願いたします。

次に、議案124号申請番号3番についてご報告いたします。現地案内図は同じく13ページでございます。去る11月12日午後1時45分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由等については記載のとおりであります。当該農地は、JAやすらぎ会館小高の北側にあり、前々回に許可が降りたところは既に設置工事が進んでおります。この地区も、これからの設置計画がある場所と聞いております。パネル設置枚数は172枚の計画でございます。農地面積は994平方メートルございますけれども、メンテナンススペースとして680.67平方メートルを活用するため、設置面積は313.33平方メートルとなります。申請書に添付されている内容を確認したところ、計画認定を3月4日に受けております。その他、自己資金で行う、といったことでありますので、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議よろしくお願申し上げます。

続きまして、同じく議案第124号申請番号4番の農地調査の報告をいたします。現地案内図は同じく13ページになります。去る11月12日午後2時より、

代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由等については記載のとおりでございます。当該農地は、県道北泉小高線、国道6号線、小高川に囲まれた場所でございます。先ほどの申請番号2番の隣接地であります。パネル設置枚数は172枚の計画であります。農地面積は991平方メートルでございますけれども、メンテナンスのスペースとして677.67平方メートルを活用するため、工作物太陽光パネルの設置面積は、313.33平方メートルとなります。申請書に添付されている内容を確認したところ、系統に係る契約を、2019年10月23日に終えております。そのほか自己資金で行う旨とありますので、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案124号申請番号5番についてご報告をいたします。現地案内図は同じく13ページでございます。去る11月12日午後2時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと行っております。所在、面積、申請事由等については記載のとおりでございます。当該農地は、県道北泉小高線、跨線橋の北側にあり、この地区は既に太陽光発電のパネル設置が大半を占め、今後も計画があるところでございます。パネル設置枚数は360枚の計画であり、農地面積は1,482平方メートルでございます。そのほか雑種地1,019平方メートルとの併用がございます。メンテナンススペースと進入路として1,899.8平方メートルを確保するため、設置面積は601.2平方メートルとなります。申請書に添付されている内容を確認したところ、計画認定を2020年2月13日に受けております。売電開始希望日を令和3年1月20日としております。そのほか自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第125号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第125号についてご説明いたします。議案書の25ページから26ペー

ジ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番から6番について、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。
 申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第125号申請番号2番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページになります。申請内容は記載のとおりであります。去る11月13日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしておると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第125号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る11月11日午前11時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番と5番について、17番委員。

17番委員 議案第125号申請番号4番の調査を行いましたのでご報告いたします。現地案内図は17ページになります。去る11月12日午後1時10分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりでございます。当該農地は、小高区役所から小高川を超えて北側にあり、小高神社の東側に当たる場所でございます。パネル設置枚数は172枚の計画であります。申請書に添付の内容を確認したところ、系統連系に係わる契約を2019年11月27日に終えております。売電開始希望日を2021年2月19日としています。そのほか自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議よろしくお願い申し上げます。

 次に、議案第125号申請番号5番についてご報告を申し上げます。現地案内

図は18ページとなります。去る11月12日午後2時40分より、代理人行政書士立ち会いのもと行っております。所在、面積、申請事由等については記載のとおりでございます。パネル設置枚数は244枚の計画でございます。申請書に添付されている内容を確認したところ、接続契約の締結は2019年10月25日です。売電開始希望日を2021年1月28日としております。そのほか自己資金で行うということで、金融機関及び事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 続きまして、申請番号6番について、9番委員。

9番委員 議案第120号申請番号6番について、現地の調査報告をいたします。現地案内図は19ページです。申請内容は記載のとおりです。去る11月14日午後1時30分頃より、現地で代理人行政書士から説明を受け、調査書の調査項目に基づき調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員2番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第125号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。去る11月10日午前11時ころより、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第126号、現況確認証明願についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第126号申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった1件、一筆について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、申請番号1番について、17番委員より報告をお願いします。

17番委員 議案第126号の現況確認証明願についての報告を申し上げます。去る11月5日午後1時45分から、農地利用最適化推進委員2名、事務局2名の計5名で調査を行いました。現地案内図は20ページになります。利用状況に記載されているとおり、申請人は昭和31年にこの土地を相続しておりますが、それ以前から耕作をした経緯もないことから、隣接する山林と同様の状況でございました。面積は63平方メートルと狭隘で、倒木処理した後の切株が大半を占めるなど、農地として活用することは容易でないと思われました。協議の結果、非農地と判断しました。以上でございます。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で本日予定いたしました報告1件、議案9件、合わせて10件の審議をすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の11月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れさまでございました。

(終了)

(閉会 午後2時25分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年11月16日

議事録署名人（13番・ヤマウチ ヒロミ）

⑩

議事録署名人（15番・ハンガイ マチコ）

⑩

議事録署名人（17番・サトウ リョウイチ）

⑩